

大分県報

平成二十八年
号外（一五二）
十二月二十七日

（火曜日）

目次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部改正……………

人事委員会告示

職員の任用に関する規則施行細則の一部改正……………

○人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第三十九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 法第十七条第一項の規定により採用される非常勤職員をもつて補充しようとする職
第四十二条第一項第一号中「並びに同項第五号」を「同項第五号」に改め、「及び技能
労務職群」の下に「の職並びに同項第十三号に規定する非常勤職員をもつて補充しようとする
職」を加え、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が報告の必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第二十一条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 規則第四十二条第一項第一号による非常勤職員をもつて補充しようとする職への採用
については、非常勤職員採用選考報告書（第二十四号様式）

第二十三号様式の次に次の一様式を加える。

第24号様式（第21条関係）

非常勤職員採用選考報告書

第 年 月 日 号

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

印

職員の任用に関する規則第42条第1項第1号の規定により、
年 月 日から 年 月 日までの間採用選考した職の名称、氏名、任用先及び任
用期間を下記のとおり報告します。

記

職の名称	氏名	任用先	任用期間	職務の概要

備考 報告は、各4半期分を当該4半期の終了する月の翌月10日までに提出してください。

附 則
この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。